

農事組合法人 倉橋部町グリーンファーム規約

(平成25年2月24日制定)

平成27年2月22日改正

第1章 総則

(規約の目的)

第1条 この農事組合法人の運営は、法令、法令に基づく行政手続の処分、定款その他別段の定めあるもののほかは、この規約による。

(規約の改廃)

第2条 この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

(内容の解釈)

第3条 この規約の内容につき疑義を生じたときは、その解釈は総会の決するところによる。

ただし、緊急やむを得ない事項については経営役員会において決定し、次の総会においてその承認を得るものとする。

第2章 総会

(議席の区分及び退席)

第4条 総会の議席は、正組合員と組合員家族を明瞭に区分する。

2 出席した組合員が総会の終了前に退席するときは、議長にその旨を届け出なければならない。

(開会及び議長選任)

第5条 総会の招集者は、正組合員の数及びその出席人員（本人、代理人及び書面議決者の別）を総会に報告して開会を宣し、議長の選任方法を総会にはかるものとする。

(書記)

第6条 議長は、議事の開始に当たり総会の承認を得て書記若干名を指名する。

(議事の進行)

第7条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員の発言を不当に制限してはならない。

(議案の説明)

第8条 議案は、すべて提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要に応じ議長は、提案者以外のものにこれを説明させることができる。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の許可を得てからこれを行う。

(動議の提出)

第10条 総会に出席した正組合員は、緊急を要する事項について議事の進行を妨げない限り正組合員2人以上の賛成を得て、動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、議長はこれを会議に付すべきか否かを総会にはかるものとする。

3 動議の採決には、代理人による議決権の行使は認めない。

4 動議の提出者が成立した動議を撤回しようとするときは、賛成者の同意を得なければならない。

(議案、動議の再提出の禁止)

第11条 否決された議案及び動議若しくは撤回された動議は、同一総会中に再び提出することができない。

(採決の方法)

第12条 議事の採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によって、議長が定める。

2 代理人は、採決に当たり代理権を証する証票を明示して採決に応ずるものとする。

3 議長は、採決に当たり書面議決を加えて結果を宣言する。

(修正案の採決)

第13条 修正案が提出されたときは、議長はまず修正案について採決を行う。

2 修正案が2つ以上あるときは、その趣旨が原案と最も異なるものから順次採決を行う。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決を行う。

(委員付託)

第14条 総会で必要と認めたときは、議長は総会にはかりその都度正組合員中より委員を選任し議案を付託して審議させることができる。

2 議長は、付託した議案について委員より審議の結果を総会に提出せしめた後採決を行う。

第3章 諸会議

(会議の名称)

第15条 この組合の会議の名称は次の通りとする。

経営役員会、監事会、理事会、部長会、営農部役員会、班長会、班内会議、特別委員会とし、特別委員会は運営上必要に応じて設置し、委員会の名称は各検討内容に相応しい名称を呼称する。

第4章 経営役員会、監事会

第1節 経営役員会

(目的)

第16条 経営役員会は、定款第1条の目的を達成するため執行内容の協議、検討等を図り、円滑な運営に寄与するものとする。

(役員構成)

第17条 経営役員は、次の理事を以って構成する。

| | |
|--------------|------|
| 代表理事（組合長） | 1名 |
| 総務部長理事 | 1名 |
| 総務副部長理事 | 1名 |
| 営農部長理事 | 1名 |
| 営農副部長理事 | 1名 |
| 営農部担当理事 | 2名以内 |
| 農機具・施設管理部長理事 | 1名 |

農機具・施設管理副部長理事

1名

(役員の選任)

第18条 この組合の役員（理事・監事）の選任は、役員選考委員会により原案作成し、経営委員会議決後総会に付議するものとする。

2 役員選考委員会は、現行の部長理事3名、監事1名、組合員2名を以って構成する。

3 役員選考委員会の事務局は、総務部長理事があたる。

4 役員選考委員会により選出された被選出者は、総会に提案することについて承諾するものとする。
但し、特別な理由があり役員選考委員会で認めるものについてはその限りではない。

5 役員決定までの流れ　役員選考委員会 → 経営委員会 → 総会
(経営役員会の開催)

第19条 経営役員会は、理事で構成し定例に開催するほか、代表理事が必要と認めた場合に開催する。

(代理禁止)

第20条 役員（理事）は、代理人をもって議決することはできない。

(欠席届)

第21条 経営役員会に出席できない理事は、その旨及び理由を経営役員会の日の前日までに代表理事に届けなければならない。

(議事の進行)

第22条 経営役員会の議長は、代表理事が当る。

(理事、監事以外の者の出席)

第23条 経営役員会は、必要に応じて理事、監事以外の者を経営役員会に出席させ、意見又は報告を徴することができる。

(経営役員会付議事項)

第24条 経営役員会に付議すべき事項は、法令及び定款に定めるもののほか、組合の運営に関し特に必要とする事項。

第2節 監事会

(監事会)

第25条 監事は、監事全員をもって監事会を構成する。

2 監事は、監事会の議決により、代表監事1人を選出する。

3 代表監事は、監事会の議長となる。

(監査)

第26条 監事は、定期監査を行うものとする。

(監事会の事務局)

第27条 監事会の事務局は、総務部長理事がこれに当たる。

第5章 役員報酬

(役員報酬)

第28条 役員の業務は、営農計画、作業計画、作業指示、農機具の点検・整備・調整及び指導、経営計

画、財務諸表、及び税務諸申請、受領、日常会計処理、その他作業業務を範囲とし、年間の役員報酬は総会にて議決する。但し、当規約制定後については役員構成及び報酬額が一部又は全部が変更を生じる場合のみ総会に付議するものとし、変更の生じない場合は総会に付議する必要はないものとする。

2 役員報酬額の変更を要する場合は、役員報酬委員会を開催し原案を作成して経営役員会に提出し承認後総会にて議決する。

(1) 役員報酬委員会は、原則理事3名、組合員2名を以って構成する。又必要に応じて学識経験者を別途参画してもらい、意見を聴取することが出来る。

(2) 役員報酬委員会の事務局は、総務部長理事があたる。

(3) 役員報酬額の決定までの流れ

役員報酬委員会 → 経営役員会 → 総会

3 役員報酬は、会計年度末に支給する。

4 役員報酬の対象者は、次の通りとする。

代表理事組合長

総務部長理事

総務副部長理事

常農部長理事

常農副部長理事

常農担当理事

農機具・施設管理部長理事

農機具・施設管理副部長理事

(従事分量配当による支給)

第29条 この組合の組合員による従事分量配当による支給方法は、指示勤務によるもの、及び請負勤務に限るものとする。又、作業による算出方法は、1時間1千円とする。尚、1時間内の時間算出は15分刻みとする。

2 請負勤務の支払方法については、従事分量配当に関する規定の定めによるものとする。

3 組合員外の作業における対価は、1時間1千円とし、1時間内の算出方法は前第1項と同様とするが、支給は給与として支給し源泉徴収票を発行する。1時間当たりの作業対価の変更の生じる場合は総会に付議する。

4 年間の従事分量配当の総額は通常総会にて決定する。

5 1時間当たりの作業対価は、通常総会に決議する。但し、金額に変更なき場合は付議しなくてよいものとする。

6 従事分量配当は、毎年2月に開催される通常総会にて支払単価等全て決定するものとする。

7 従事分量配当により支給する年間作業の種類・名称は別紙の通りとする。

(地代)

第30条 地代は、基本10aあたり18千円とする。ただし、実質の地代は、次のIからVIによる。

| | 内容 | 1反あたりの実地代 |
|-----|------------------------------------|--------------------------|
| I | 出夫不可申請者 | 18千円 - 8千円 = <u>10千円</u> |
| II | 1年間の実労務時間数が確定標準労務時間数の5%未満の場合 | 18千円 - 8千円 = <u>10千円</u> |
| III | 1年間の実労務時間数が確定標準労務時間数の5%以上10%未満の場合 | 18千円 - 6千円 = <u>12千円</u> |
| IV | 1年間の実労務時間数が確定標準労務時間数の10%以上30%未満の場合 | 18千円 - 4千円 = <u>14千円</u> |
| V | 1年間の実労務時間数が確定標準労務時間数の30%以上50%未満の場合 | 18千円 - 2千円 = <u>16千円</u> |
| VI | 1年間の実労務時間数が確定標準労務時間数の50%以上の場合 | <u>18千円</u> |

(職制)

第31条 この農事組合法人の機構、職務分掌、権限は別に定める職制規程による。

第6章 業務の執行

第1節 総則

(業務規程及び細則)

第32条 この組合の業務執行上必要ある規程及び細則等は、経営役員会において別に定めることができる。

(員外利用)

第33条 この組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者がこの組合の農産物の購入及びその他機器等を利用される場合は、手数料その他の条件について、組合員の利用の場合と格差を設けることができる。

(事務引継)

第34条 代表理事及び部長並び副部長、担当理事の異動又は退任したときは、遅滞なく引継書を作成しなければならない。

第7章 会計

(財務計画・収支計画の作成及び承認)

第35条 この農事組合法人は、毎事業年度、経営役員会で事業計画に基づいて財務計画及び収支計画を作成し、総会の承認を得るものとする。

(規約の改廃)

第36条 この規約の改廃は総会の議決を得てこれを行う。

附 則

この規約は、平成25年2月24日より施行する。

この規約は、平成27年2月22日から改正実施する。